

別紙

## 福祉サービス第三者評価の結果

### 1 評価機関

名称： 一般社団法人しなの福祉教育総研	所在地： 長野県上田市上田180-6
評価実施期間： 令和5年6月1日から令和6年1月22日	
評価調査者（評価調査者養成研修修了者番号を記載） 061252 B2020067	

### 2 福祉サービス事業者情報（令和5年9月現在）

事業所名：いずみのさとAW （施設名）住宅型有料老人ホーム 泉の里	種別： 指定訪問介護、介護予防訪問介護
代表者氏名：豊田喜久夫 （管理者氏名）奥原和幸	定員（利用人数）： 19 名
設置主体： 経営主体：社会福祉法人梓の郷	開設（指定）年月日： 平成21年11月1日
所在地：〒390-1701 松本市大字島立771-7	
電話番号： 0263-31-05670	FAX番号： 0263-31-0269
電子メールアドレス：izumi-aw@salvia.nagano.jp	
ホームページアドレス：azusanosato-salvia.jp	
職員数	常勤職員： 1 名 非常勤職員 9 名
専門職員	（専門職の名称） 名
	介護福祉士 10名
施設・設備 の概要	（居室数）
	居室19室 （設備等） 多目室、入浴室2カ所、調理室、

### 3 理念・基本方針

基本理念 わたしらしく、いつまでも 1. 介護とは、いきがいへの支援である 2. 介護とは、ヒューマンサイエンスの実践である 3. 介護とは、地域ネットワークである 4. そして、支えあうこと
運営方針 ここは安住の里～我が家～そしてふるさと ・我が家のぬくもりをお届けします ・衣 食 住の快適さと安心をお届けます ・真心のケアで暮らしに笑顔と満足をお届けます

#### 4 福祉サービス事業者の特徴的な取り組み

2000年、社会福祉法人梓の郷が企業や地域の支援を受け設立されました。それ以来、互いの強みを発揮し、広く地域に貢献し事業が展開されています。社会福祉法人梓の郷が運営する住宅型有料老人ホーム泉の里は平成29年4月に開設し、田んぼが広がる住宅地の一角に位置し、近くに奈良井川が流れ自然が感じられます。施設内に訪問介護事業所いずみのさとAWが併設されています。入居者19名の訪問介護事業を展開し安心して暮らせるサービスを提供しています。

法人は介護老人福祉施設、グループホーム、保育所、住宅型有料老人ホーム、デイサービス、等複合施設として、法令遵守や、研修計画、それぞれの提供マニュアルが整備され充実しています。また経営的にも安定した運営が営まれ、コミュニティースペースよりみちでは、地域の方が気楽に寄れる場所を目指しています。

#### 5 第三者評価の受審状況

受審回数（前回の受審時期）	初 回（ 年度）
---------------	----------

#### 6 評価結果総評（利用者調査結果を含む。）

##### ◇特に良いと思う点

- ・法人が主軸となって全てにおいて管理されているため、法令遵守や経営課題、各種マニュアル、研修計画がきちんと整備されています。
- ・利用者は平均介護度3.02、軽度の方から重度者、認知症の方まで、状態に合わせたケアが的確に提供されています。住宅型有料老人ホーム併設と言う事で利用者に関わる時間が提供時間以外にも多く、生活や身体状況が細かく把握されています。
- ・ケアプランを提供する同法人以外の介護支援専門員が担当し、抱え込みがなく、透明性が確保されています。
- ・職員間の仲間意識が高く、管理者をサポートし、全員が責任感を高く持っています。

##### ◇特に改善する必要があると思う点

- ・法人が運営に関する全てにおいてしっかり管理されているため、画一的であり訪問介護事業所ならでの独自色や特徴的目標が描かれる事を期待します
- ・住宅型有料老人ホームはあくまでも自宅であり、管理する部分と自宅という自由の両側面からの支援のバランスが難しいと思いますが、おやつや嗜好品など若干管理が行きすぎる意見がありました。
- ・コロナ過が続き、地域との交流をし難い状況が続きましたが、今後地域のボランティアを招くなど交流が活発化する事を期待します。また、家族の面会が少ない状況がありました。家族会や施設内のイベントを通じて、楽しみや生きがいに繋がる工夫を期待します。

## 7 事業評価の結果（詳細）と講評

- ・ 共通評価項目(別添 1)
- ・ 内容評価項目(別添 2)

## 8 利用者調査の結果

聞き取り方式の場合（別添 3 - 2）

- \* 有効回答者数が 10 人未満の場合（利用者総数が、20 人未満の事業所にあつては、有効回答者数が利用者総数の半数未満の場合）は、回答結果を公表しない。その場合の、表記は、次のとおりとする。

長野県福祉サービス第三者評価事業評価結果取扱要領第 2 条第 1 項の規定により、有効回答者数が 10 人未満のため（有効回答者数が利用者総数の半数未満のため）、非公開とします。
---

## 9 第三者評価結果に対する福祉サービス事業者のコメント（別添 4）